

- (1) 保育所の設置者は、次の事項を変更する場合は、あらかじめ県に対して届出を行う必要があります。(市町村経由)【⑥～⑨は変更から一月以内】

変更する項目	内 容
①認可定員	保育所の認可定員を変更する場合 ※子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認において定められた利用定員を変更する場合は、県ではなく、市町村への申請・届出が必要です。 ※利用定員の減少に合わせて認可定員を減少させる必要はありません。
②建物その他設備の規模及び構造の変更	保育所を改修、増改築（建物を移転新築する場合も含む）により、敷地面積や建物の延べ床面積を変更、設備の面積・位置及び用途を変更する場合
③運営の方法（事業の運営についての重要事項に関する規定）の変更	事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を変更する場合 ア 施設の目的及び運営の方法 イ 提供する保育の内容 ウ 職員の職種、員数及び職務の内容 エ 保育の提供を行う日、保育時間及び保育の提供を行わない日 オ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 カ 乳児、満 3 歳に満たない幼児及び満 3 歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 キ 施設の利用の開始及び終了に関する事項（選考方法を含む） ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策 コ 虐待の防止のための措置に関する事項 サ その他の私設の運営に関する重要事項
④経営責任者の変更	設置主体である法人の代表者を変更する場合
⑤幹部職員の変更	園長を変更する場合
⑥法人格の変更 ※私立のみ	設置主体の法人格が変更する場合(他の法人に事業譲渡する場合は、新たに認可を受ける必要があります)
⑦法人の定款、寄附行為等の変更 ※私立のみ	設置主体の法人の定款、寄附行為その他の規約を変更する場合

⑧名称の変更	保育所の名称を変更する場合
⑨所在地の変更	住居表示の実施等による所在地の表示変更も含む ※施設を移転し新築する場合は②とともに
⑩分園の設置・廃止	分園を設置または廃止する場合

## (2) 必要書類

### 1. 保育所認可定員変更届出書（公立・私立）

変更する項目	必要書類
①認可定員の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低基準適合調書</li> <li>・園舎の平面図（各部屋の用途、面積を明記したもの）</li> </ul>

### 2. 児童福祉施設変更届出書「第13号様式」（公立）

変更する項目	必要書類
①建物その他設備の規模及び構造の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低基準適合調書</li> <li>・園地・園舎の平面図（各部屋の用途、面積（園庭面積）を明記したもの）</li> </ul> <p>上記に加え、</p> <p><b>【新築・増築の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築・増築に係る土地・建物の登記簿謄本の写し、賃貸借の場合は契約書等の写し</li> <li>・建築基準法に基づく検査済証の写し</li> </ul> <p><b>【仮園舎の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮園舎の平面図及び位置図</li> </ul>
②分園の設置・廃止	<p>分園に関する以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低基準適合調書</li> <li>・園地・園舎の平面図（各部屋の用途、面積（園庭面積）を明記したもの）</li> <li>・本園と分園の位置関係、距離、所要時間等を確認できる資料</li> <li>・職員名簿</li> <li>・園地・園舎の平面図（各部屋の用途、面積（園庭面積）を明記したもの）</li> <li>・本園との位置関係が分かる図面</li> <li>・土地・建物の登記簿謄本の写し、賃貸借の場合は契約書等の写し</li> <li>・建築基準法に基づく検査済証の写し</li> </ul>

	<p>(2階建て以上の場合は、建築確認申請書の「申請書かがみ」、「第四面」、「検査済証」の写しを追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営規程</li> <li>・ 条例等の写し</li> </ul>
③運営の方法の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更後の運営規程</li> <li>・ 新旧対照表(変更内容が分かるもの)</li> </ul>
④幹部職員の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 辞令等の写し</li> <li>・ 園長の履歴書及び資格証明書の写し</li> <li>・ 児童福祉法第35条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書</li> </ul>

※経営の責任者(市町村長)の変更は不要とします

### 3. 児童福祉施設変更届出書「第14号様式」(公立・私立)

変更する項目	必要書類
①法人格の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事会議事録の写し</li> <li>・ 法人登記事項証明</li> </ul>
②法人の定款、寄附行為等の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事会議事録の写し</li> <li>・ 法人登記事項証明</li> <li>・ 変更後の運営方法に関する規則、規程類</li> <li>・ 変更後の定款(寄附行為)、その他の規約</li> </ul>
③名称の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事会議事録の写し ※私立のみ</li> <li>・ 条例等の写し ※公立のみ</li> </ul>
④所在地の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所在地の新表記を証する書類</li> </ul>

### 4. 児童福祉施設変更届出書「第15号様式(その1)」(私立)

変更する項目	必要書類
①建物その他設備の規模及び構造の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低基準適合調書</li> <li>・ 園地・園舎の平面図 (各部屋の用途、面積(園庭面積)を明記したもの)</li> </ul> <p>上記に加え、 【新築・増築の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新築・増築に係る土地・建物の登記簿謄本の写し、賃貸借の場合は契約書等の写し</li> <li>・ 建築基準法に基づく検査済証の写し</li> </ul>

	<p>【仮園舎の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮園舎の平面図及び位置図</li> </ul>
②分園の設置・廃止	<p>分園に関する以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低基準適合調書</li> <li>・ 園地・園舎の平面図 (各部屋の用途、面積(園庭面積)を明記したもの)</li> <li>・ 本園と分園の位置関係、距離、所要時間等を確認できる資料</li> <li>・ 職員名簿</li> <li>・ 園地・園舎の平面図 (各部屋の用途、面積(園庭面積)を明記したもの)</li> <li>・ 本園との位置関係が分かる図面</li> <li>・ 土地・建物の登記簿謄本の写し、賃貸借の場合は契約書等の写し</li> <li>・ 建築基準法に基づく検査済証の写し (2階建て以上の場合、建築確認申請書の「申請書かがみ」、「第四面」、「検査済証」の写しを追加)</li> <li>・ 運営規程</li> <li>・ 理事会議事録の写し</li> </ul>
③運営の方法の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更後の運営規程</li> <li>・ 新旧対照表(変更内容が分かるもの)</li> </ul>

#### 5. 児童福祉施設変更届出書「第15号様式(その2)」(私立)

変更する項目	必要書類
①経営責任者の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事長の履歴書</li> <li>・ 理事会議事録の写し</li> <li>・ 児童福祉法第35条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書</li> <li>・ 暴力団排除に係る誓約書</li> </ul>
②幹部職員の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事会議事録の写し</li> <li>・ 園長の履歴書及び資格証明書の写し</li> </ul>